

近年における国鉄用地の取得問題

藤 田 駿 五*

1. 総 説

(1) ま え が き

近來用地取得問題は困難をきわめるのが一般となり、工事施行上の一大隘路となつてゐることは衆知のとおりである。われわれ工事専門家として用地の問題は、全業務量のうち非常に大きい率を占め、用地の解決は工事の6~9割の工程進捗とさえ考えられている。筆者は長い間工事にたずさわつてきたが、終戦前は一度も用地取得のために土地収用法を発動したことはなかつたが、終戦後はだんだん用地取得に時間がかかる傾向となり、札幌工事局在任中の昭和30年始めて土地収用法を発動した。

大阪工事局へ転勤してから土地がらもあり、岡山地区、西明石地区および赤穂線と一昨33年から三つの事業認定をとり、あと二者は土地収用委員会の裁決申請に至らずに収拾したが、岡山地区についてはその裁決を受けた。

筆者は以上のような経歴を持つ技術者であるが、編集委員会からの指命があつたので、なにか少し書いてその責を果たしたいと思う。本稿がなにかの参考になれば幸いである。

(2) 用地買収の困難になつた理由

近來用地買収の困難になつた理由はいろいろあるが、おもなものをあげると次のようになる。

- a) 土地価格が高騰すること。
- b) 戦後極端な利己主義者が多くなつたこと。
- c) 営利会社などでは企業採算に立脚した過剰補償と考えられる高額な補償をする事例が多いこと。
- d) その他。

以下すこし補足してみよう。表一に示すように東京卸売物価指数は27年くらいから大体横ばいにもかかわらず、全国市街地価格指数は根強く高騰をつづけている。最近は年に20%近く高騰している。したがって売手の方はなにかと引きのばしていればいるほど有利になるわけで、どうしても長びくのは当然のことであろう。

つぎに戦前は収用法そのものも簡単であり、官憲的で封建的なきらいがあつたが、とにかく戦後の民主主義のため世情が一変し、一方の極端から他の極端へ移つたわけで、公益よりも私益追求が非常に強くなつて立入測量すらやれない場合がある。

表一 戦前基準全国市街地価格推移指数表
(日本勧業銀行調査部)

年 次	昭和11年9月を100とする		A/B
	全国市街地価格指数 (A)	日銀東京卸売物価指数 (B)	
昭和11年 9月	100	100	1.00
12 "	102	120	0.85
13 "	109	127	0.86
14 "	114	145	0.79
15 "	123	155	0.79
16 "	129	171	0.75
17 "	135	189	0.73
18 "	155	198	0.78
19 5	163	217	0.75
20 "	210	302	0.70
21 1	262	757	0.35
" 9	501	1 891	0.26
22 "	1 364	6 353	0.21
23 3	2 507	8 271	0.30
" 9	3 653	16 258	0.22
24 3	4 686	18 798	0.25
" 9	5 236	20 697	0.25
25 3	5 550	21 688	0.25
" 9	6 576	24 885	0.26
26 3	7 597	31 874	0.24
" 9	8 824	33 643	0.26
27 3	10 523	33 676	0.31
" 9	13 094	33 254	0.39
28 3	16 911	33 505	0.50
" 9	21 926	34 106	0.64
29 3	26 506	35 088	0.76
" 9	28 598	32 795	0.87
30 3	31 064	33 163	0.91
" 9	32 496	32 661	0.99
31 3	34 614	33 296	1.04
" 9	38 353	35 001	1.09
32 3	42 571	35 636	1.19
" 9	46 374	34 834	1.33
33 3	51 011	33 363	1.53
" 9	56 622	32 394	1.75

備考: 1) 昭和32年9月までは既発表指数をそのまま採用、昭和33年3月以降の指数については、改訂指数(30年3月基準)の上昇率を用いて従来の指数に接続させたものである。

2) 調査対象都市数は3市回答未着につき137都市の平均である。

砂川事件等は事情はすこし趣きは異なるかもしれないがその一例である。不法行為がとすれば起こるわけで、その解消に意外な労苦と時間がかかる。また営利会社では工事が完成して、その操業が1ヵ月早ければ1億円とかいうようなばく大な収益になり、いきおい採算上は用地補償金を高く出しても十分に引き合うような場合がある。またこれはもつともな処置ともいえる。

しかし官庁はもちろん、国鉄のごとき公共企業体は採算だけ考えるわけにもゆかず、経済上の問題をももちろん考慮はするが、おのずから限界があつて売手に前者の価

* 正員 国鉄大阪工事局長

格を引用されて説得に困難をきたすことがある。その他やはり営利的な私企業と異なり必要用地の大部分は買収済になり、最後の一軒でも頑張られた場合に公平を貫くためには工事全体が遅延してもやむを得ないことも生じる。また近時は借地権、小作権等が強く認められるようになり、所有権以上に主張されて困難をきたす場合もある。また戦前からの借地権、小作権のあつたものは逆に所有者から権利金等が受授されていなかつたとの理由で、これらの権利には分け前を与えないなど主張することもある。また終戦前は起工承諾をうけられたが、近時はほとんど望みが無い。また、県、市、町、村長が終戦後民選になつたため、終戦前のように協力を得にくいのも一つの理由である。

(3) 用地取得の種類

a) 合法的な用地および物件の場合（法的に完全に所有権、その他の権利のあるものの場合）

- ① 直接任意協定による取得：直接権利者に交渉して任意協議で売手が自力で移転をして買収に応じてもらえる場合で、従来は大部分がこれによつてゐる。
- ② 現物補償による取得：権利者と概括的な話し合いを進めた上、代替地などを国鉄で用意してこれと交換して取得するもので、差金は受授することになっているが現実には、地上物件があるのが普通で差金を受けざる事例は、まずあまり考えられない。
- ③ 収用法による取得：これは①、②などによつて取得できないときに収用法により取得するもの。

b) 非合法建築物の除却の場合（不法占拠された場所に建てられた物件などの除却） 管理者の強権発動あるいは個人に対する法的措置で処理できるときはなんら問題はないが、5年、10年と占有されているときはたとえ非合法とはいえ、既成事実を無視できない場合があり、やはりある程度の見舞金などの支出などを必要とするものがある。

c) その他 前項とは異なり不法占拠ではないが、たとえば国鉄が貸付けたものの返還に見舞金を支出する場合もあり、これについては異論がないではないが、なにしろ10年、20年と平穩に占有を認めており、相手が費用の支出能力のないときはほかに手段がないのでやむを得ない。もつとも金額は少額である。

(4) 国鉄における用地取得の手続きの概要

a) 準拠する法令法規 国鉄の事業用地の取得には土地収用法が適用されることはもちろんである。内部的には昭和32年10月10日付総裁達第585号の用地購入価額など評定要綱に従つて、評定の取捨することになつており、この要綱に考えるべき要素、方針が示されている。しかし特別なものがこのほかにあつて、いま大阪工事事局では、そのあらゆるケースが出てゐるといえる。

b) 用地取得の順序および局所長の権限 土地の測量

→工事の設計→所要地の決定、の順序で工事の内容および予算を決定して設計伺を総裁に上申し、その認可を得て始めて局所長は用地取得に乗り出すことになる。もちろん権限内工事はこのかぎりではないが、見舞金の支出は別途に総裁の決裁を要する。

c) 用地価格の決定 (4) a) の要綱により現地を精査して決定するが、なお不動産会社や銀行などに土地価格の評価を依頼して価格決定の参考とする。また国鉄部内牽制として契約審査役の審査を経て、局所長は支出額を決定することになつてゐる。

2. 大阪工事事局における最近の実績

(1) 大阪工事事局の用地関係人員その他

a) 人員 人員は用地課長以下28人であつて、次のとおりである。

一人立ちで交渉のできるもの	15人
中間のもの	3人
その他補助者	10人

なお今後相当の外注も考へてゐる。

b) 用地取得に要する総額のうち土地代の占める率 一般に建物のある場合はこれのない場合と比較すると相当困難の度を増すことは明らかで、最後の収用法により収用するときでも家屋があれば、たとえ委員会の裁決があつても、その除却に1~2カ月をよぶんに要するし、特別の場合はさらに強制執行の必要が生じてくる。ゆゑに標記の率が小さくなるほど困難ということになる。

当局の実例を示すと、

赤穂線	73%
姫路駅	50%
岡山駅（万町地区）	23%

となつてゐる。

c) 国鉄工事事局の実績 33年度の各工事事局の実績は表一に示すとおりである。その土地がら気質が買収協議の難易に影響することがうかがわれる。1人当りの最高平均予算消化額は20000000円くらいとなつてゐる。

(2) 岡山駅万町地区について

当工事は山陽線電化にともない、岡山駅を拡張改良するもので裏駅改築をふくめ東へ裏側を拡張買収する必要があつた。土地23筆2000m²、家屋31、金額5600万円で万町付近は店舗もあり困難をきわめた。ついに34年1月15日事業認定を申請し3月27日認定を受け、7月14日委員会に2名に対し裁決申請をし、9月15日収用の裁決を得た。1名は土地だけで問題はなかつたが他の1名は抵当権、差押え等の登記があり、ほとんど全額が国税滞納の差押えに充たされ本人に渡した額は微々たるものであつた。裁決書の収用時期は10月15日と定めてあつたが、当日に至るも除却しないので、県知事に除却の代執行を依頼した。

表—2 昭和 33 年度土地購入実績総括表

種別 工事局	件数	数量	購入価格			平均	人 員				一人当り作業量			備 考
			土地	補償	計		係数	人員	嘱託	計	1000円/人	1000m ² /人	件/人	
札幌工	22	(1000m ²) 441	(1000円) 34 650	(1000円) 23 315	(1000円) 57 965	円/m ² 130	2	11		11	5 220	40	2	
盛岡工	83	439	186 902	67 287	254 189	580	2	12	1	13	19 553	34	6.4	
東京工	7	86	157 203	37 556	194 759	2 264	5	20	2	22	8 852	4	0.3	
新潟工	23	28	47 728	32 746	80 474	2 870	2	16		16	5 020	1.7	1.4	
岐阜工	74	244	70 390	39 058	109 448	450	1	16	3	19	5 760	12.8	3	
大工	29	303	311 923	144 134	456 057	1 500	4	26	2	28	16 287	13.2	1.3	
下工	114	467	219 967	89 129	309 096	650	3	17	3	20	15 454	23.3	5.7	
信工	8	25	3 728	950	4 678	190	1	8		8	580	5.8	1	
計	360	2 033	1 032 491	434 175	1 466 666	8 634	20	126	11	137				

1000円/人 20 000
1000m²/人 40.4
件/工事局(8局)の最高 6
工事局(7局)の平均(信工をのぞく) 2.7

19 121 11 132 11 000 15.1 2.7

以上の経過を次にまとめて示す。

- 事業認定上申準備 33年12月20日～34年1月14日
- 事業認定関係書類本社に提出 34年1月15日
- 本社立案 34年1月15日～34年1月26日
- 本社建設大臣に申請(収用法16条) 34年1月27日
- 建設省書類審査 (" 19 ")
34年1月27日～34年2月7日
- 書類縦覧 (" 24 ")
34年2月7日～34年2月22日
- 建設大臣の裁決 34年3月27日
- 土地細目公示申請 (" 31 ") 34年4月27日
- 県知事細目公示 (" 33 ") 34年5月9日
- 土地物件調書作成 (" 36 ")
34年5月8日～34年6月3日
- 収用法上の書面協議 (" 40 ") 34年7月3日
- 裁決申請 (" 42 ") 34年7月14日
- 裁決申請書審査受付 (" 43 ") 34年7月16日
- 裁決申請書縦覧 (" 44 ")
34年7月17日～34年7月30日
- 収用委員会審理 (" 46 ")
34年8月1日～34年9月14日
- 収用委員会決裁 34年9月15日
- 補償金支払 (" 95 ") 34年10月13日
- 県知事に代執行要求 (" 99 ") 34年11月24日

収用委員会の行動

- 34年8月3日 本委員会審理ならびに実地調査
- 34年8月10日 } 小委員会審理
- 34年8月11日 }
- 34年8月25日 収用委員会職員 実地調査
- 34年8月26日 小委員会審理(関係人および証人)
- 34年9月1日 収用委員長 実地調査
- 34年9月2日 本委員会審理
- 34年9月7日 鑑定人価格鑑定のための現地調査
- 34年9月15日 本委員会決裁

収用法を発動するまでには法の要求する図書類の作成、収用委員会の要求に対する提出図書類の作成(岡山の場合は14通である)にかなりの手間がかかる。この例は名前の訂正などで1カ月よぶんにかかったが、委員会の裁決は岡山までの電化に影響のあることをよく理解していただき、酷暑の8月にもかかわらず超快速で裁決

が得られたものであつて、ごく順調であつた例と思われ、昭和32年8月以来約1カ年あまりを任意協議でついやし、次の3カ月で事業認定を得、あと6カ月で委員会の裁決を得たわけで、さらに1軒の家屋の強制除却に3カ月を要することになる。従来は事業認定をとることは地主などに感情的に悪影響があつたので、90%くらい話がついてはじめて事業認定をうけたのであるが、事業認定だけは早く得ておく方が、これに要した3カ月だけは事務が早くなることになる。しかし収用法で強制取得することは後味のよいことではないが、工事の途中で増用地の必要なこともあるだろうし、できるだけ避けたいものである。

当地区の用地事務処理のためには現地に用地係員2名を常駐させ、さらに必要に応じて1名を応援させた。常駐員の1人は地元出身の買収事務のベテランであり、しかも立退者に対しては替地ならびに替家のあつせんに昼夜をわかつたはずん走し誠心誠意努力した。替地などを国鉄で特に買収する場合は別だが、こういうあつせんが非常に大切である。なお当地域では、終戦後一応改良計画を策定していたのをいくらか縮少して実施したのであるが、その縮少のため買収にかからなくなつたところの人々が消極的に損害を受けたとして大変さわがれて、最後に鉄道用地内にある地蔵さん(昔から建立してある)を「橋頭堡」にされ、その解決に大変な苦勞をした。

要するに理屈だけでは角がたつてどちらもうまくないとの見解を取らざるを得ないので、市にも協力を依頼して特別措置をとつたが、任意協議に非常に悪影響があつたもので、時間のかかる要素の一つでもあつた。また1間半くらいの小川の川敷を不法占拠して建物を建てていた数軒の家があつた。6～7年も経過しているもので正規に計算される移転料の半額たらずを見舞金として出して解決した。

(3) 大阪環状線関係

当工事は33年来岡山地区とともに最重点を置いたもので、その用地取得には大変な精力を使つた。新線建設区

間は 2.5 km であつたが、2 km 近くは大阪市から無償譲渡をうけた替地であつてどんどん工事が進捗しているのに、西九条地区は用地が買収できないため全然進まず閉口した。二百数十戸あつて全面的に価格がおり合わず事業認定はとつてはなかつたが、全般の情勢から見て収用法発動というわけにはゆかなかつた。有力なシンパが見つからなかつたこと、案外派閥があつてまとめにくいこと、その他で非常に困難をきたした。

33 年春から秋にかけて用地非常態勢をとり最重点をかたむけ、局全体一丸となり次長みずからも数回にわたつて数時間づつ“正座”して協議を進めた結果、9 月末によく買収単価の解決を見たのである。移転家屋の調査もこれにより開始することができてようやく買収は進みだした次第である。半分以上が土地、家屋、居住者がべつべつであり、1 軒に数家族居住しているなど繁雑をきわめた。また大阪市に依頼して有償譲渡をうけた土地をもつて十数軒の替地による買収を行ない、4 件の国鉄用地内不法占拠者の立退きを提訴し、断行の仮処分あるいは和解をしたり、くい打ちによる被害家屋の補強修理を行なつたり、その手間は全くぼう大なものであつた。いまだに一部の集団は解決していないが、これについてももちろん事業認定は準備中である。

(4) 赤穂線について

赤穂線の伊部、西大寺間 22 km は岡山に最も近く赤穂線の最終区間であつて建設に着手したとき、この部分から工事を始めるのが普通と考えられたが、地元事情が相当複雑であつたため相生方から着手したとも聞いている。すなわち農民運動発祥の地であり、相当の困難が予想されたのであろう。30 年 8 月には農耕地擁護連盟から西大寺地区鉄道通過反対があつた。

当区間の中心測量は 30 年 8 月より 12 月までで完了したのであるが、一部で立入を拒否された事実があつた。また中杭建植も備前町、長船町は 10 月 17 日～11 月 5 日に無事完了したが、邑久町、西大寺市は拒否され、31 年 1 月 8 日～31 年 1 月 30 日にやつと終了することができた。これら拒否にあえばその説得には大きな努力と時間が必要であつたことはもちろんである。

31 年度は用地取得につきあまり進捗がなく、2 億円あまりの予算を返納してしまつた。32 年度予算は皆無になるおそれが生じ地元知事、市町村長などは大いに心配し、32 年 2 月 22 日東京、国鉄、運輸省に継続施行を陳情することとなつた。そして次のような誓約書が提出された。

誓 約 書

日本国有鉄道赤穂線の全線開通を早急に実現するため、岡山県および下名の赤穂線沿線各市町は、今後の設計協議および用地買収に当つて、誠意をもつて斡旋協力するとともに、責任をもつて事態の解決をはかり、施工を円滑ならしめることをこゝ

に誓約いたします。

昭和 32 年 3 月 15 日

岡山県知事
岡山市市長
西大寺市長
邑久町町長
長船町町長
備前町町長
右同意いたします

赤穂線建設農耕地擁護連盟会長

運輸大臣殿

昭和 32 年 4 月 24 日、正式に市町村長と協議会を開催し国鉄の価格 (230 000～270 000 円) を提示し、質疑応答があつた。その後諸調査、協議を重ねたが工事をすすめる段階に至らず時期別の進捗率は次のとおりである。

表—3

場 所	土 地			補 償	
	(374 000 m ² 102 500 000 円)			(165 件 38 850 000 円)	
	(33年4月)	(33年8月)	(33年12月)	(33年4月)	(33年12月)
備 前 町	90 %	94 %	99.6 %	60 %	100 %
長 船 町	99	100	100	3	100
邑 久 町	80	82	95.3	96	97.5
西大寺市	56	56	96.8	70	90.9
岡 山 市	0	100	100	0	100
計	65.0	79.6	97.7	48.0	95.2

注：長船町は大変協力的であつた。これは元知事をした方が町長をしていて名門であり町民をよく指導していたためである。

やはり所有者は個人であつて簡単でないことを示している。表—3 のとおりどうしても数名の方々とは協定ができないので、昭和 34 年 2 月 4 日には事業認定を申請、34 年 6 月 3 日建設大臣決裁を得た。しかし工事は相生方 1 km を 33 年 10 月 29 日、岡山方 11 km を 34 年 2 月 11 日発注した。100% 買えなくても大きな支障がなくなつたときには工事に着手し、地主はもちろん部内職員にも圧力がかかるようにするのも一つの手段であろう。幸いに収用委員会に裁判申請するまでに至らず解決したが、最後の一件の解決は 34 年 8 月で実に満 4 年かつた。この間市町村長、議員などが大いなる協力を惜しまなかつたことはいうまでもない。数次にわたり根気よく当局係員と連絡して解決したわけである。公共団体の幹部の方々や、議員の方々のご協力こそ絶対不可欠のものであるが、90% も進捗すれば収用法をかけてほしいとの要望もでてくるどころとなり、大勢が解決に向うものである。

ときが解決するとはよくいわれることであるが、4 年もかかつたことはこれぞ珍らしいことである。理想ではあるかも知れないが最初から収用法によることは適切でないと思う。委員会委員も職業をもつておられる方々であり、やはり当局で 90% くらいまでは任意協議で買収して実績もつくり、どうしてもおり合わない 10% を解決してもらうというのが常識だと思ふ。

また頑張っている人達に一つの転換点を与えるために、設計協議などで多少の襟度を示してゆくことも大切かと思う。

(5) 西明石について

西明石電車の付近に明石貨物駅をつくるために、330 000 m²、約1億円の買収を行なったもので、家屋などの地上物件は55軒であった。

昭和32年12月10日第1回会合、昭和33年3月11日第2回会合を地元および明石市と開催し工事の重要性を説明し協力方を依頼したが、位置の変更を要求されたりして用地巾杭の建植は拒否された。

昭和34年4月25日第3回の協議会を開いて懇願し、ようやく承諾をえて4月下旬から用地巾杭を建植し始め5月下旬これを終り、引きつづき用地丈量にとりかかり6月終了した。7月上旬より用地交渉の段階に進んだが各部落ごとに集団交渉方式をとり8月10日舟上地区、12月20日板地区、34年2月10日小久保地区と順次承諾を得ることができた。この部落の順序は協力度の強いところから始めていつたのである。やはり雷ではないが抵抗の少ないところから進んでゆくのが常道であろう。集団交渉は前後30回程度行なった。

この例は32年12月から翌年4月までは別の位置に貨物駅を設けようという、いわゆる設置反対闘争に終始し、5月から6月までくい打および丈量で、実際の用地交渉は約8ヵ月である。

集団交渉方式で最も円滑にかつ短期間に取得できたよい方の例であるが、これには市議長であり、旧農地委員長であった某氏の有力な協力があつたからである。すなわち有力なシンパの協力がいかに有効であるかを切実に物語るものである。しかしただ1軒どうしても応じなかつた人があつた。いろいろの原因があるが99%の関係者が協議済であるのに、ただ1人だけ価格が安いとの主張である。これには相当に難儀をした。やむを得ず34年3月2日事業認定を申請し5月11日建設大臣の認定を受けた。しかしさきほど述べた人のあつせんで、7月当方の提示どおり解決を見た。

3. 結 び

以上最近の実例につき交渉方式、工程、特異点などを述べた。そもそも用地買収は所有者、関係人の土地物件を半強制的に譲渡を受けるものである。平穩無事に居住し、生活を立てておられるところに無理に立退き、移住をし、あるいは祖先伝来の土地を手放してもらうことになる。一般の売買とはおもむきをおのずから異にしているので一般の売買の相場よりいくらか高いのが本当ではないかという気がしてならない。特に地価が高騰の傾向にあるときであること、収用法による裁決は裁決時の時価となる原則および早く協力して取得に応じてくれた人

に対する感謝などを考えるならば当然のことではないだろうか。ただ公共企業体である立場もありその判断はなかなかむずかしいことである。一つの感じとして、やはりある程度の英断が必要だと思う。用地交渉は売手と買手の立場であり、売手は高くいい、買手は安くいうのは当然のことで初めは相当の差がある。何回か話し合っているうちに順次希望条件に近づく。しかしあまり小刻みに話をしているとなかなかおりがつかず、結局はかえつて高価になることも考えなければならない。度胸を出して適当なときに少し意表にでるくらいにして妥結をはかる考慮もした。地価が高騰する最近の状況では特にその感が強く、そのタイミングが大切である。

売手の戦法として大体話が接近して見込がついたごとく見せかけておきながら、なにかわづかないいがかりから口実を見つけがぜん憤慨し、交渉ご破算とし価格を上げさせ、賽の河原方式をくり返されたこともある。売手にこのようなすきを与えるのがいけなないともいえるが、なかなかそうもゆかない。新聞記者がわれわれと無関係に発表したときなどもその一例になりうる。一面新聞社との連けいも非常に必要なことであるが、その時期、方法は最も慎重を期さなければならない。用地買収は一つの取引きであるから、よく敵状を偵察しなければならないし、とてつもないことを主張する人のなかには実は懐中火の車で早く金がほしい人があることもあつた。そんなときはそうあわてることはない。またある人は心中どう考えているかが案外他の人からようすのわかることもあつた。

次に公共団体幹部議員に事業をよく認識してもらつて協力を得ると同時に、その地区の適当な有力な代表者を見出して協力をうることが絶対必要である。しかし代表者然とはしているがその実はそれほど有力者でなかつたり、かえつて逆効果になつて思わぬ迷惑をすることもあつたのでよく調査することが必要である。また正月や盆、肥料の入手時期、進学の時節など、金の入用時期など、金の入用時期をうまく利用する考慮も肝要である。

また用地取得事務は単に用地担当者のにまかせておけるものではないと思う。工事主管課長、次長、局長と常に意思の疎通をはかり一体となつて主張し、助け合つて乗りきるべきである。用地掛員はできるだけ安く買おうとする努力は当然である。しかし大局的な判断も必要である。交渉に当つてはよく説明し、またよく相手の主張にも耳を傾けなだめすかし、決しておこつたりしてはならないと思う。用地取得に王道があるとは思えないが、よく調べ、的確に判断し、信念をもつて誠意を披歴をし、根気と熱をもつてあせらず、たゆまず、タイミングはずさず進むより道はない。べつに新鮮味もなく精粗当を得ない嫌いもありまた発表を差しひかえたものもあつて、あきたらない感もあると思う。

科学技術文献速報

土木・建築工学編

A4判
半月刊
毎月平均論文収録数 900件
年月予約定価 7,000円
年間索引誌付

特長

- 1) 世界中の重要な論文は漏れなく収録されています。
- 2) 論文の原文は複写によって早くご覧になれます。
- 3) 経費と時間とが大幅に節約できます。

化学・化学工業編
工学一般・機械工学編
電気工学編
金属工学・鉱山工学・地球の科学編
物理・応用物理編

情報は氾濫する!!

ダムから
はりめぐらした用水路で
恵みの水をおくる
科学技術文献速報
各編をご利用下さい。

推せんのことば

土木学会会長 田中茂美

日本科学技術情報センターが発行されている科学技術文献速報は、とかく外国の情報にうとくなりがちな日本の我々技術者にとって、広く世界各国の専門的研究や記録を速かに提供してくれる絶好の出版物であると思ひ、会員諸氏におすすぬめ申し上げます。

特殊法人 日本科学技術情報センター

翻訳協力者募集中

(英、独、仏、ロシア語を除く)

呈内容見本

東京都千代田区一番町15番地5
電話 (331) 5135~9 (代表)
(301) 1339 (業務課直通)